

令和元年第7回瑞穂市教育委員会定例会会議録

令和元年7月24日（水）午後1時30分開議

議事日程

開会及び開議の宣告

日程第1 令和元年第6回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

日程第2 会議録署名委員の指名について

日程第3 報告第10号 令和2年度使用小学校及び中学校用教科用図書の岐阜地区採択について

日程第4 議案第11号 瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則について

日程第5 議案第12号 瑞穂市保育所条例施行規則の一部を改正する規則について

日程第6 議案第13号 土地の取得について

日程第7 議案第14号 図書館情報システムの更新について

日程第8 意見聴取 土地の取得について

日程第9 意見聴取 土地の取得について

日程第10 意見聴取 土地の取得について

日程第11 意見聴取 瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例について

日程第12 意見聴取 瑞穂市公民館条例等の一部を改正する条例について

日程第13 教育長の報告

日程第14 その他

閉会の宣言

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した委員

加 納 博 明

加 藤 悟

森 下 伊三男

加木屋 加緒里

大 平 高 司

○本日の会議に欠席した委員

なし

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

教育次長	児 玉 太
教育総務課長	松 島 孝 明
学校教育課長	小 川 瑞 樹
学校教育課主幹	曾我部 雄 志
学校教育課総括課長補佐	堀 貴 嗣
幼児支援課長	林 美 穂
幼児支援課総括課長補佐	今 木 浩 靖
生涯学習課長	児 玉 睦
生涯学習課主幹	辻 治 彦
生涯学習課総括課長補佐	野 津 浩 行

○本日の会議に職務のため出席した者の職・氏名

教育総務課総括課長補佐 松 野 英 泰

○傍聴者

なし

開会及び開議の宣告

○**教育長** 只今から、令和元年度第 7 回瑞穂市教育委員会定例会を開会致します。

日程第 1 令和元年度第 6 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

○**教育長** 日程第 1 令和元年第 6 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、議題と致します。

事務局より過日郵送にてお配りいただいておりますがご異議ございませんか。

異議がないようですので、令和元年第 6 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、承認することと致します。

日程第 2 会議録署名委員の指名について

○**教育長** 本日の会議録署名委員の指名について、議題と致します。

森下委員にお願い致します。

日程第 3 議案第 1 0 号 令和 2 年度使用小学校及び中学校用教科用図書の岐阜地区採択について

○**教育長** 日程第 3 議案第 1 0 号 令和 2 年度使用小学校及び中学校用教科用図書の岐阜地区採択について、議題と致します。

本議案の結果は、非公開といたします。

事務局より説明を求めます。

○**学校教育課長** 日程第 3 議案第 1 0 号 令和 2 年度使用小学校及び中学校用教科用図書の岐阜地区採択について、令和 2 年度使用小学校用教科用図書岐阜地区採択協議会選定結果、令和 2 年度使用中学校用教科用図書岐阜地区採択協議会選定結果及び令和 2 年度使用中学校用「特別の教科、道徳」教科用図書岐阜地区採択協議会選定結果による教科用図書の採択に関する議決を求める。平成元年 7 月 2 4 日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 1 3 条に基づいて岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会を設置し、協議の上同一の教科用図書を採択す

るものであるため。

<令和2年度使用中学校用教科用図書岐阜地区採択協議会選定 資料により
説明>

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** 教科書の採択については、難しい部分もありますが、そこを含めてご
質疑はございますか。

○**加藤委員** 資料のご意見については、現在使っているものを来年度も使うこ
とが相応しいとの意見ですか。

○**学校教育課長** はい。

○**教育長** そのほか、ご質疑はございますか。

○**森下委員** 資料の教科書への意見などについては、検定はされたものですが、
教科書会社にて微修正などはされるものですか。

○**学校教育課長** ここでの意見がそこまで吸い上げられることはありません。
基本的に検定を合格したものですので。

○**教育長** 実際に使用する教職員や子供の声が教科書会社に伝わればいいのです
が、基本的にそのような会は催されていません。

では、令和2年度使用中学校用教科用図書について、全教科について一括し
て審議したいと思います。ご異議ございませんか。

○**委員** 異議なし。

○**教育長** 異議なしとして、承認することといたします。

つづきまして、令和2年度使用中学校用「特別の教科、道徳」教科用図書
岐阜地区採択協議会選定について、事務局より説明を求めます。

○**学校教育課長**

<令和2年度使用中学校用「特別の教科、道徳」教科用図書岐阜地区採択協
議会選定 資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** 本年度から使用を始めた教科書図書です。特別な理由がない限り継続
とのことですが、ご質疑はありますか。ご異議ございませんか。

異議なしとして、承認することといたします。

つづきまして、令和2年度使用小学校用教科用図書岐阜地区採択協議会選定

について、事務局より説明を求めます。

○学校教育課長

＜令和2年度使用小学校用教科用図書岐阜地区採択協議会選定 資料により説明＞

～ 質疑・討論 ～

○教育長 各教科について、ご異議ございませんか。

異議なしとして、承認することといたします。

これで全ての教科種目について承認していただきました。瑞穂市としまして岐阜地区採択協議会に議案のとおり報告させていただきます。

日程第4 議案第11号 瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則について

○教育長 日程第4 議案第11号 瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○幼児支援課長 日程第4 議案第11号 瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則について、瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。平成元年7月24日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(令和元年法律第7号)の公布に伴い、教育委員会規則の改正を行うもの。

＜資料により説明＞

～ 質疑・討論 ～

○教育長 規則について法令審議会にて審査をされ一部に修正がされることありますが主旨については議案のとおりです。ご質疑ございませんか。

○加木屋委員 無償化にともない延長保育の増加が考えられますが、保育士さんたちの状況はどうですか。

○幼児支援課長 広報やハローワークなどで募集をしています。フルタイムでなく途中の時間単位でも募集をしています。9月には自治会の回覧での募集も検討をしています。保育士さんとは、シフトが組めるのかなどとの心配が懸案

となっています。また、例えば5時に帰れる方にはお迎えをお願いしていきしかないと考えています。延長保育には料金が掛かります。また、5時以降の方にはおやつ代を検討していますので早く迎えに来ていただくと助かります。

○加木屋委員 勤めてみたいが労働の条件についてが、などと聞いたことがあります。短時間の保育士さんはみえますか。

○幼児支援課長 夕方時間、早朝時間、真ん中の時間など雇用しています。広報には募集の時間の記載はしていますが、勤務できる時間など連絡をしていただければ、保育所と相談をしてお願いをする場合もあります。広報には要相談としてあります。

○加木屋委員 週についての勤務についてはどうですか。週2日、3日の方であれば要相談ですか。

○幼児支援課長 はい。ご家庭の事情により週4日の方もみえます。

○教育長 ある程度、柔軟に対応しています。

未満時の方の標準の時間はいつまでですか。おやつ代は発生しますか。

○幼児支援課長 6時半です。未満時の場合、保育料におやつ代が含まれているとの国の基準です。主食、副食の給食もすべて入っています。現在も同様です。

○教育長 未満時は、無償化の対象ではないのですね。

○幼児支援課長 非課税世帯以外は、無償化ではありません。

○教育長 そのほか、ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第4 議案第11号 瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則について、承認することと致します。

日程第5 議案第12号 瑞穂市保育所条例施行規則の一部を改正する規則について

○教育長 日程第5 議案第12号 瑞穂市保育所条例施行規則の一部を改正する規則について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○幼児支援課長 日程第5 議案第12号 瑞穂市保育所条例施行規則の一部を改正する規則について、瑞穂市保育所条例施行規則の一部を改正する規則案

を別添のとおり提出する。令和元年7月24日提出、瑞穂市教育委員会教育長加納博明。提案理由、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(令和元年法律第7号)の公布に伴い、保育時間を開所時間に改め、副食代及び主食代を徴収するため、教育委員会規則の改正を行うもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** 延長保育に関わる改正です。開所の時間や条文の修正。給食費を明記しました。また、法令審議会にて審査をされ一部に修正がされる場合もあります。ご質疑ございませんか。

○**幼児支援課長** この議案も先ほどの規則と同時に公布させていただきたいと思います。この教育委員会の承認後ではなく、関係条例の議会承認の後に時期を纏めて交付したいと思います。

○**教育長** ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第5 議案第12号 瑞穂市保育所条例施行規則の一部を改正する規則について、承認することと致します。

日程第6 議案第13号 土地の取得について

○**教育長** 日程第6 議案第13号 土地の取得について、議題と致します。事務局より説明を求めます。

○**生涯学習課長** 日程第6 議案第13号 中ふれあい広場の土地を取得するにあたり、瑞穂市教育委員会事務委任規則(平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号)第1条第3号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。令和元年7月24日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、中ふれあい広場用地取得にあたり、新たに2名の地権者との合意ができたため、土地を取得するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** 今まで、借地の更新をする中で地権者の方へ、お願いや相談をして来た中で購入することができるようになりました。議案の承認いただければ9月議会に提出いたします。ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第6 議案第13号 土地の取得について、承認することと致します。

日程第7 議案第14号 図書館情報システムの更新について

○**教育長** 日程7 議案第14号 図書館情報システムの更新について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**生涯学習課長** 日程7 議案第14号 図書館情報システムの更新について、教育財産の取得について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第3号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。令和元年7月24日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、瑞穂市図書館本館・分館の図書館情報システム一式を更新するため。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** 財産の取得にあたり、教育委員会の承認が必要です。

○**大平委員** クラウド方式とありますが、どこかにサーバーがあり接続をするのですか。

○**生涯学習課長** サーバーは企業にあります。データなどはそちらに保存され、各端末からはそこに接続し検索をします。

○**大平委員** 地震時などの安全性は分かります。どちらにあるのでしょうか。

○**生涯学習課長** 概ねの位置は教えていただけています。

○**大平委員** 今までもクラウドでしたか。

○**生涯学習課長** スタンドアローンでした。

○**大平委員** これで本館、分館とで本の貸し出し返却はできるようになるのですね。

○**生涯学習課長** 今でもサーバーは本館にありシステムは導入してはいたのでできました。

○**大平委員** メンテナンス、ランニングコストについてはどうですか。

○**生涯学習課長** 月々の使用料は発生しますので、そこに含まれます。長い目

で見るとクラウドの方が安くなります。

○教育長 そのほか、ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程7 議案第14号 図書館情報システムの更新について、承認することと致します。

日程第8 意見聴取 土地の取得について

○教育長 日程第8 意見聴取 土地の取得について、議題と致します。

この意見聴取は、個人名の記載や審議、検討または協議に関するものですので、非公開とさせていただきますと思います。

事務局より説明を求めます。

○教育総務課長

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○教育長 教育委員会のご意見により検討を進めてまいります。

日程第9 意見聴取 土地の取得について

○教育長 日程第9 意見聴取 土地の取得について、議題と致します。

この意見聴取は、個人名の記載や審議、検討または協議に関するものですので、非公開とさせていただきますと思います。

事務局より説明を求めます。

○教育総務課長

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

日程第10 意見聴取 土地の取得について

○教育長 日程第10 意見聴取 土地の取得について、議題と致します。

この意見聴取は、個人名の記載や審議、検討または協議に関するものですので、非公開とさせていただきますと思います。

事務局より説明を求めます。

○教育総務課長

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

日程第 1 1 意見聴取 瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例について

○**教育長** 日程第 1 1 意見聴取 穂積保育所条例の一部を改正する条例について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**幼児支援課長** 日程 1 1 意見聴取 瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例について、瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定により瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。令和元年 7 月 2 4 日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、令和元年第 3 回瑞穂市議会定例会への議案提出につき、教育委員会の意見を求めるもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** 先ほどの改正する規則の上位の条例です。この議案が議会で可決されましたら、先ほどの規則改正等を交付させていただきます。

特になければ、次の意見聴取とさせていただきます。

日程第 1 2 意見聴取 瑞穂市公民館条例等の一部を改正する条例について

○**教育長** 日程第 1 2 意見聴取 瑞穂市公民館条例等の一部を改正する条例について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**生涯学習課長** 日程 1 2 意見聴取 瑞穂市公民館条例等の一部を改正する条例について、瑞穂市公民館条例等の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定により瑞穂市教育委員会の意見を求める。令和元年 7 月 2 4 日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、令和元年第 3 回瑞穂市議会

定例会への議案提出につき、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** 9月の議会に提出される料金の改正についての教育委員会関係の議案です。議決があれば翌年の4月から施行されます。前は、平成24年10月に改正をしました。その2年後に消費税が8パーセントに改正されましたが使用料の改正から期間が余りなく、この時は見送りました。その中で、今回消費税の10パーセントへの改正や近隣自治体の状況を鑑みて条例の改正をするものです。

○**加藤委員** 料金改正は、何故ですか。

○**生涯学習課長** 消費税が10パーセントに改正されるものと。近隣自治体との料金の比較により改正を行います。また、この前提となるものに平成22年度の包括外部監査において、「施設全体の維持管理は、全市民の税金で賄われることになるから、その維持管理費の額とサービス内容からすれば、できる限り使用料を実状にあった金額に設定しなければ、最終的なつけは市民に回ってくる。」との答申を受けまして、料金の見直しを行うものです。また、今後も継続的に見直しを行うものです。

○**大平委員** 市の財政にも関わって来ることへの問題もありますか。

○**生涯学習課長** はい。

○**大平委員** 財政に余裕があれば料金も安く、近隣より安ければ、それが住みやすいことにもなります。住民が増えれば税収入も増加するとの考えもあります。

○**加木屋委員** 上がった率は、どの程度ですか。

○**生涯学習課長** 公民館では、1.33から1.50倍で一律ではありません。消費税の上昇分だけではなく、近隣自治体の同施設などの料金を加味しながらです。また、急激な負担増とならないように、施設によって改定幅があります。

○**森下委員** 公民館の第三修養室などの冷暖房費については、現在は別途加算とありますが、改正後は料金込みとなっていますが。

○**生涯学習課長** 今でも冷暖房費の加算がないのは4月だけでした。冷暖房

機の切り替えが必要で4月だけが使用できませんでした。ほかの月は加算金額を加味した使用料でした。切り替えれば使えますので一律の料金とさせていただきます。

○**加藤委員** 公民館などは、地域のコミュニティーであるため大事な所です。公共的な団体は減免ですが、個人的でも高齢の方たちは楽しみで集まって来られる団体もあり、それにより健康的な生活ができることもあります。以前は、このような団体でも料金に配慮がしていただけでしたが、会費をいただいてやらなければならなくなったり。回数を減らしたりしてやらなければならなくなったり。また、会場を変更しなければならなくなったりとかになりました。地域の活性化のためには、皆さんが利用しやすい料金にしないではいけないのでは、多少の市からの補助も必要ではないのでしょうか。

○**教育長** 貴重な意見としてお伺いします。地域コミュニティー、文化・芸術をとおした交流については、今日の社会の情勢を考えると大切なことと思います。

日程第13 教育長の報告

○**教育長** 別紙で報告させていただきました、「教育長からのメッセージ」についてです。新聞等でも報道されていますが岐阜市の件についてです。このことについては、校長会でも言葉の使い方などの確認をしています。その上で、教育委員会でも指示をし、いじめなどの確認をさせていただきました。さらに教育長からのメッセージとして、市内の全ての小中学生に対して「いのちを大切にしたい」とのメッセージを配付いたしました。家庭でも話題にしてもらいたく配付をしたものです。これを配付するにあたり校長会とも十分な審議をいたしました。校長先生も良く考えていただき、曖昧や上っ面なことで担任が子どもの前に立ち話すことではいけないとのスタンスで、校長会でもこれをきちんと確認する時間が必要であるとされました。各学校において校長先生から話を聞き、研修を行い、この内容についてよく読み込んでいただき、その上で担任の先生がたが思いを込めて子どもたちに話す、ことなどを含めて校長会にお願いをしたものです。また、そのような方向でやりたいとの校長先生からのご

意向を受けて2日間をかけて各学校での研修や共通理解を図ってもらいました。学校では、これを小学校1年生に出す場合に砕いて伝えなくてはならないと学年の先生方が考えられたり。また、校長先生が一斉放送するとされ、これを一人一人が机の上に置いて全校放送で校長先生からのお話を聞きました。そのような形で全ての学校が担任、あるいは校長先生からこの内容について伝えていただき、親御さんへの文章の配付も含めて、各家庭において「いのちの大切さ」について話をしていただくよう依頼をさせていただき、夏休みを迎えることとなりました。岐阜市の案件だけでなく、埼玉でも事件がありました。両方を合わせて「いのちを大切にする。」ことを主において話をしていきたいと思います。

2つ目は、この4月から学校運営委員会がスタートしました。先日、3中学校校区での学校運営委員会の第1回が終了しました。私も会場に行きましたが、これからが本格的に動くわけです。今までは学校に対してある意味評論家的なところもあったかもしれませんが、これからは「学校の当事者として学校に関わっていただきたい。」とお話をさせていただきました。委員の方々もそれをよく理解していただいていると感じました。各学校の抱える課題やこれから進めて行きたい、伸ばして行きたい課題に学校運営委員会がどう取り組んでいくのかが課題だと思います。しかし、初めからはできるものではありません。地道に一つ一つやれるところから、やっていただければと思います。地域には色々な方がみえますので、そういう方々がどれだけ、どのようなことができる人がいるのか、委員の方々に発掘していただけるのではと、学校にお力を借りられればと思っています。これからの学校教育は地域の方と関りを持たないと進めていけないと思っています。

3つ目ですが、少年の主張が、大変良かったとの評価の声を聞いています。今回、岐阜地区で各市町から推薦のあった子どもたちが21名みえ、その中から5名の方が最優秀として選ばれました。そのうちの一人に穂積北中学校の生徒さんが選ばれました。素晴らしい発表でした。この生徒さんが県域代表で県大会に行くことになりました。8月2日、金曜日、13時から、羽島文化センターで行われます。お時間があれば行っていただけるとありがたいと思います。

日程第14 その他

○教育長 日程第14 その他に入ります。

教育次長。

○教育次長 ありません。

○教育長 教育総務課長。

○教育総務課長 ありません。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 ありません。

○教育長 幼児支援課長。

○幼児支援課長 ありません。

○教育長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 ありません。

○教育長 何かご質問等ございますか。

○教育長 それでは、次回の会議ですが、令和元年8月30日、金曜日、午後3時00分から令和元年第8回瑞穂市教育委員会定例会を巣南庁舎で行います。

その次の会議は、仮ですが、令和元年9月27日、金曜日、午後1時30分から、総合教育会議の後に、令和元年第9回瑞穂市教育委員会定例会を開催ということでよろしくお願い致します。

閉会の宣告

○教育長 本日はお忙しいところありがとうございました。これをもちまして、令和元年第7回瑞穂市教育委員会定例会を閉じさせていただきます。

閉会 午後4時3分

瑞穂市教育委員会会議規則第27条第2項の規定により、ここに署名する。

令和元年 8 月 30 日

瑞穂市教育委員会 教育長

加 耐 博 明

委 員

森 下 伊 三 男

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第6項のただし書により、人事に関する事件その他の事件について、出席委員の3分の2以上の多数で議決があった場合は非公開とします。